

## JAMの組合員の声を国政に 再エネ賦課金の減免制度の緩和へ

再エネ特措法に基づく再エネ賦課金の減免制度について、経済産業省で検討・審議され、以下の通り見直し案が示されました。

### <見直し案（一部抜粋）>

<原単位（電力使用量／売上高）>

現行：四捨五入による0.1単位設定

改定：0.01単位設定へと精緻化

効果：減免対象の拡大

※パブリックコメントを経て、本年11月に認定申請が始まる再エネ賦課金の減免制度から見直しが適用される予定

### 背景

昨今の物価上昇を背景に、各企業では原材料・エネルギー・労務費の価格転嫁に関する協議・交渉が進められています。各企業において売上高が増加した結果、「再エネ賦課金の減免制度から外れてしまう」という問題・懸念が生じていました。JAMの仲間からあがった声を村田享子参議院議員に伝え、経済産業委員会で指摘し、議論が進められました。

## 省エネ政策の強化等を踏まえた減免制度の見直し（案）

- 再エネ賦課金の減免制度は、国民負担の公平性と、電力多消費産業の国際競争力維持・強化の双方のバランスを踏まえて、例外的に措置されたものであり、引き続き、この考え方の下で制度を運用していく。
- 2017年法改正では、事業者の省エネ努力に応じて減免率が設定される制度が導入されたところであるが、直近では、徹底した省エネを推進するために省エネ政策の強化が図られており、こうした政策動向等を踏まえて、再エネ賦課金の減免制度について、以下の通り、見直すこととしてはどうか。

### 省エネ政策の強化等の状況変化

- ◆事業者の省エネ努力や物価変動等により、**製造業の原単位**（※）が**低下傾向**にある

（※）電気使用量（kWh）÷売上高（千円）

- ◆**2023年4月に施行された改正省エネ法**では、**省エネ・非化石転換の取組を促進**するため、**開示に同意する特定事業者**（※）の**定期報告情報を開示する制度**を措置（詳細はp.37参照）。

（※）エネルギー使用量が1,500kl/年以上の大規模需要家。

- ◆減免制度における「**省エネ投資計画を策定している事業者への救済措置**」に関して、**制度の適正化が必要な状況**（詳細はp.38参照）。

### 再エネ賦課金の減免制度見直しの方向性

- 減免制度の認定要件に関して参照する**製造業の原単位平均値**は、**より精緻に実態を反映**するため、**0.01刻みの数値**としてはどうか。

- 電力多消費事業者に対して、**省エネ努力・積極的な非化石転換の取組**を求めていくため、減免制度の認定要件に、「**省エネ法に基づく定期報告情報の開示への同意**」を追加してはどうか。

- 2025年度の申請（2026年度減免分）から、「**省エネ投資計画を策定している事業者への救済措置**」は**廃止**してはどうか（詳細はp.38参照）。

## 省エネ投資計画を策定している事業者への救済措置の見直し（案）

- 減免制度では、省エネ努力の評価に当たって、**省エネ投資計画を策定している事業者への救済措置**を設けている。具体的には、以下のいずれかを求めているところ。

A)過去5年間に於いて、エネルギー最終消費量年間1%以上削減するための**省エネ投資実績**があること

B)今後3年間に於いて、エネルギー最終消費量年間1%以上削減する**省エネ投資計画**を策定していること

- A又はBの救済措置の活用事業者は、**過去3年間で減少傾向**にあるが、**過去3年分の活用事業者（延べ64者）**を分析すると、**Bの救済措置の活用事業者が49者（80%）**であり、更にそのうち**30者（61%）**が複数回にわたって**本救済措置**を活用している状況にある。

- 省エネ政策の強化が図られる中で、**制度を適正化**するため、**2025年度の申請（2026年度減免分）**から、**Bの救済措置は廃止**してはどうか。